

人権経営憲章

ソウル市50プラス財団は、ソウル市民の生活の質の向上のため、中高年層の社会参加を支援するソウル市の投資・出資機関として、すべての経営活動において人間の尊厳と価値、および自由と権利を重視する「人権経営」を積極的に実践することで社会的責任を果たし、ステークホルダーとともに持続可能な発展を追求する。

これに向け、ソウル市50プラス財団は、役員・職員およびすべてのステークホルダーが遵守すべき行動と価値判断の基準として、次の通り「人権経営憲章」を制定し、宣言する。

- 一、財団は、国連の「世界人権宣言」および国際労働機関（ILO）の中核条約を含む国際的な人権基準と規範を尊重し、これを遵守する。
- 一、財団は、人権侵害を未然に防止し、万が一発生した場合には迅速な救済措置が講じられるよう、公正かつ透明な救済手続きを運用する。
- 一、財団は、役員・職員を含むすべてのステークホルダーに対し、宗教、性別、人種、学歴、出身地域、障害、国籍、年齢などを理由とした雇用および待遇における差別を行わない。
- 一、財団は、労働者の権利利益を保護するため、結社の自由および団体交渉権を保障する。
- 一、財団は、いかなる形態の強制労働および児童労働も容認しない。
- 一、財団は、安全で健康な勤務環境を構築し、産業安全および保健の増進を図る。
- 一、財団は、協力機関を含むサプライチェーン全体に人権経営の原則が浸透するよう支援し、人権侵害の予防および救済手続きに共同で対応する。
- 一、財団は、事業活動を行う地域における現地住民の人権を尊重し、保護する。
- 一、財団は、国内外の環境関連法規を遵守し、環境保護および汚染防止に努める。
- 一、財団は、事業遂行の過程において国民の安全を脅かすことのないよう努め、業務上収集した個人情報を保護する。
- 一、財団は、役員・職員をはじめとするすべてのステークホルダーの人権を尊重・保護するために積極的にコミュニケーションを図り、人権経営の定着と拡散に向けて最善を尽くす。
- 一、財団は、財団が実施する事業およびサービスの参加者に対する理解と尊重に基づき、人権保護に最善を尽くす。
- 一、財団は、中高年層の社会参加およびキャリア転換の過程において発生し得る差別を予防し、公正な機会の保障と人権保護に努める。

ソウル市50プラス財団